

次期「リスク管理型フルプラン」と関連する 地震対策、老朽化対策等に関する基本計画等の概要

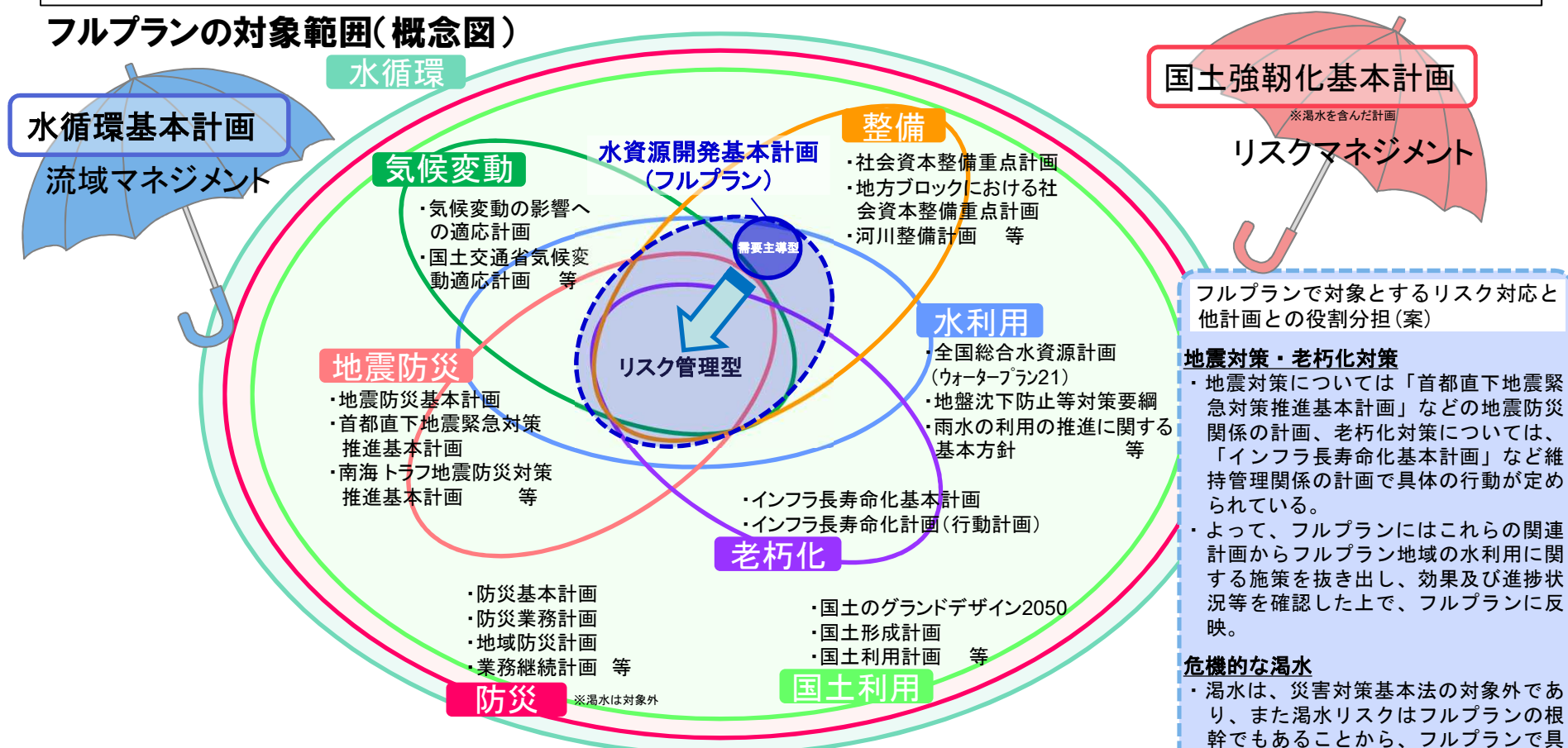
令和2年12月22日

国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部

「リスク管理型フルプラン」と各種計画との関連

- これまでの需要主導型のフルプランは、社会資本整備重点計画などの整備に関する計画から、フルプランエリア内の水の安定供給に関する対策を抜き出し、1/10渇水時の水需給バランスを評価した計画といえる。
- 新たなフルプランでは、「危機的な渇水」「大規模自然災害」「老朽化に伴う大規模な事故」等の新たなリスクも計画の対象となり、扱う事象が拡大することとなる。そのため、計画策定にあたっては、他計画との役割分担の整理が必要。
- また、「国土強靱化基本計画」及び「水循環基本計画」等の、近年策定されたいわゆるアンブレラ計画の考えを取り入れることも必要。

フルプランの対象範囲(概念図)



出典:「第7回国土審議会水資源開発分科会吉野川部会 資料3-3 全部変更にあたっての論点・留意点
—補足説明資料—」(H30.6.20)を一部修正加筆。

地震対策、老朽化対策等に関連する主な基本計画等

	計画	根拠法等	備 考
リスク マネジメント	国土強靱化基本計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	【老朽化対策分野】 インフラ長寿命化計画の策定促進、メンテナンスサイクルの構築等
防災	防災基本計画	災害対策基本法	災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの
地震防災	首都直下地震緊急対策推進基本計画	首都直下地震対策特別措置法	首都中枢機能の確保（ライフライン・インフラ機能を継続させるための体制構築）、膨大な人的・物的被害への対応（ライフライン・インフラの耐震化、多重化等）
地震防災	南海トラフ地震対策推進基本計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	地震防災対策の基本的な施策（ライフライン・インフラ施設の耐震化等）、災害応急対策活動の具体的な内容
インフラ老朽化	インフラ長寿命化基本計画	日本再興戦略（閣議決定）	数値目標、ロードマップ、個別施設毎の長寿命化計画策定
流域マネジメント	水循環基本計画	水循環基本法	流域マネジメント、気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応、健全な水循環に関する普及啓発、広報等
国土利用	国土形成計画・国土利用計画	国土形成計画法・国土利用計画法	土地、水その他の国土資源の利用
社会資本整備	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法	渇水時の被害を最小とするための対策の推進
気候変動	気候変動適応計画	気候変動適応法	渇水対応タイムラインの作成の促進、水道インフラにおける防災機能の強化

リスクマネジメント「国土強靱化基本計画」

(H30.12.14閣議決定)

見直し後の国土強靱化基本計画の概要 ※赤字は見直し部分

平成30年12月14日
閣議決定

国土強靱化基本計画について

- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

●国土強靱化の基本的考え方（第1章）

【理念】

○国土強靱化の基本目標

- ①人命の保護
- ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土構造の実現を促す
- 気候変動等による気象の変化等を踏まえた施策の重点化
- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等
- 【特に配慮すべき事項】
- 官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備
- 国土強靱化のイノベーション
- 仙台防災絆である事前防災、より良い復興等の実践
- 平成30年6月以降の災害からの教訓を踏まえた対策等

●脆弱性評価（第2章） 12の個別施策分野及び5の横断的分野

●国土強靱化の推進方針（第3章）

～施策分野ごとの推進方針～

- 【行政機能／警察・消防等／防災教育等分野】
- ・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう不断の見直しを実施等

【住宅・都市分野】

- ・防災拠点、住宅・学校等の耐震化、文化財の耐震化、「コンパクト＋ネットワーク」の対流による東京一極集中の是正等

【保健医療・福祉分野】

- ・被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮したDMATの計画的な養成、福祉避難所の指定促進等

【エネルギー分野】

- ・電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築、地域間の相互融通能力の強化、自立分散型エネルギーの導入等

【金融分野】

- ・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関の横断的な合同訓練の実施等

【情報通信分野】

- ・官・民からの多様な収集手段確保、旅行者、高齢者、障害者、外国人等に配慮した多様な情報提供手段確保等

【産業構造分野】

- ・中小企業が取り組む防災・減災対策への支援の強化等

【交通・物流分野】

- ・交通・物流施設の耐災害性の向上、ソフト・ハード両面における除雪体制の整備等

【農林水産分野】

- ・農林水産業に係る生産基盤などのハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築などのソフト対策の実施、都市と農村の交流等による地域コミュニティ維持・活性化等

【国土保全分野】

- ・防災施設の整備などのハード対策とわかりやすい防災情報の発信などのソフト対策を組み合わせた総合的な対策、気候変動の影響を踏まえた治水対策等

【環境分野】

- ・災害廃棄物処理の広域連携体制の構築による廃棄物処理システムの強化等

【土地利用（国土利用）分野】

- ・災害リスクの高い場所への人口集中の緩和によるリスク分散、所有者不明土地への対応、復興まちづくりの事前の準備等

【リスクコミュニケーション分野】

- ・住民等の自発的な防災活動に関する計画策定の促進、地域コミュニティの強化による災害対応力の向上、教育、訓練等

【人材育成分野】

- ・災害の専門家・技術者・地域のリーダーの育成等

【官民連携分野】

- ・民間のスキル・ノウハウや施設・整備等の活用促進等

【老朽化対策分野】

- ・インフラ長寿命化計画の策定促進、メンテナンスサイクルの構築等

【研究開発分野】

- ・防災・減災及びインフラの老朽化対策における研究開発・新技術の普及・社会実装の推進等

●計画の推進と不断の見直し（第4章）

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画等について必要な見直しを行いながら計画を推進
- おおむね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画を毎年度の年次計画として推進本部が策定。これにより各般の施策を実施し、毎年度、施策の進捗状況の把握等によるプログラムの推進計画を見直し
- 施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、重点的に取り組むべき15のプログラムを組替え
- 重要な課題について、効果的な施策の具体化を検討する仕組みの導入
- 重点化するべきプログラム等の中で、特に緊急に実施すべき施策については、3か年の緊急対策を定めて速やかに実施

起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 首都圏等での中央官庁機能の機能不全	3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺、機能停止
		4-1 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		4-3 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への大きな影響
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	5-1 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	5-2 海上輸送の機能の停止による海外貿易への大きな影響
		5-3 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への大きな影響
		5-4 複数空港の同時被災による国際航空輸送への大きな影響
		5-5 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への大きな影響
		5-6 食料等の安定供給の停滞
		異常高水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への大きな影響
5 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
		7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	7-4 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の汚染
		7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃
		8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への大きな影響
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		

出典：内閣官房ウェブページ（国土強靱化基本計画）

リスクマネジメント「国土強靱化基本計画」

(H30.12.14閣議決定)

国土強靱化基本計画の見直し（概要）

国土強靱化

NATIONAL RESILIENCE

国土強靱化基本計画（平成26年6月）

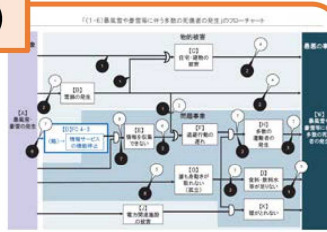
国土強靱化基本計画とは、

- ・国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきもの
- ・施策の重点化／ハード・ソフト両面で効果的に推進／「自助・共助・公助」の適切な組み合わせ／民間資金の活用
- ・地域の特性に応じた施策の推進／非常時だけではなく平時にも有効活用の工夫／PDCAサイクルの実践

策定後約5年が経過

1. 脆弱性評価の結果（平成30年8月）

- 平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ課題（脆弱性）を評価
- フローチャートによる分析手法を導入して「最悪の事態」に至る因果関係を明確化



（フローチャート分析）

平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等により住民の生活や経済活動に大きな影響

重要インフラの緊急点検（平成30年11月）

- 重要インフラの機能確保について132項目の緊急点検を実施し点検結果と対応方策を取りまとめ

2. 国土強靱化基本計画の見直し（平成30年12月）

①災害から得られた知見の反映

- ・被災者等の健康・避難生活環境の確保
- ・気候変動の影響を踏まえた治水対策
- ・エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散

などの過去の災害から得られた知見を推進方針として追加

②社会情勢の変化等を踏まえた反映

- ・新技術の活用、国土強靱化のイノベーション推進
- ・地域のリーダー等の人材育成、防災教育の充実

などの社会情勢の変化等を踏まえた内容を追加

③災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCPの普及などは、引き続き推進

④重点化すべきプログラム等20プログラムの選定

- 15の重点化すべきプログラムを組み換え

追加例：【劣悪な避難生活環境、被災者の健康状態の悪化】
【上水道の長期間供給停止】

- 重点化すべきプログラムと関連が強い5つのプログラムを新たに選定

⑤防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

- ④の重点化すべきプログラム等の推進を図るため、特に緊急に実施すべき施策について、達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を位置づけ

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」

(R2.12.11閣議決定)

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目途

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね12.3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね0.2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね15兆円程度

3. 対策の期間

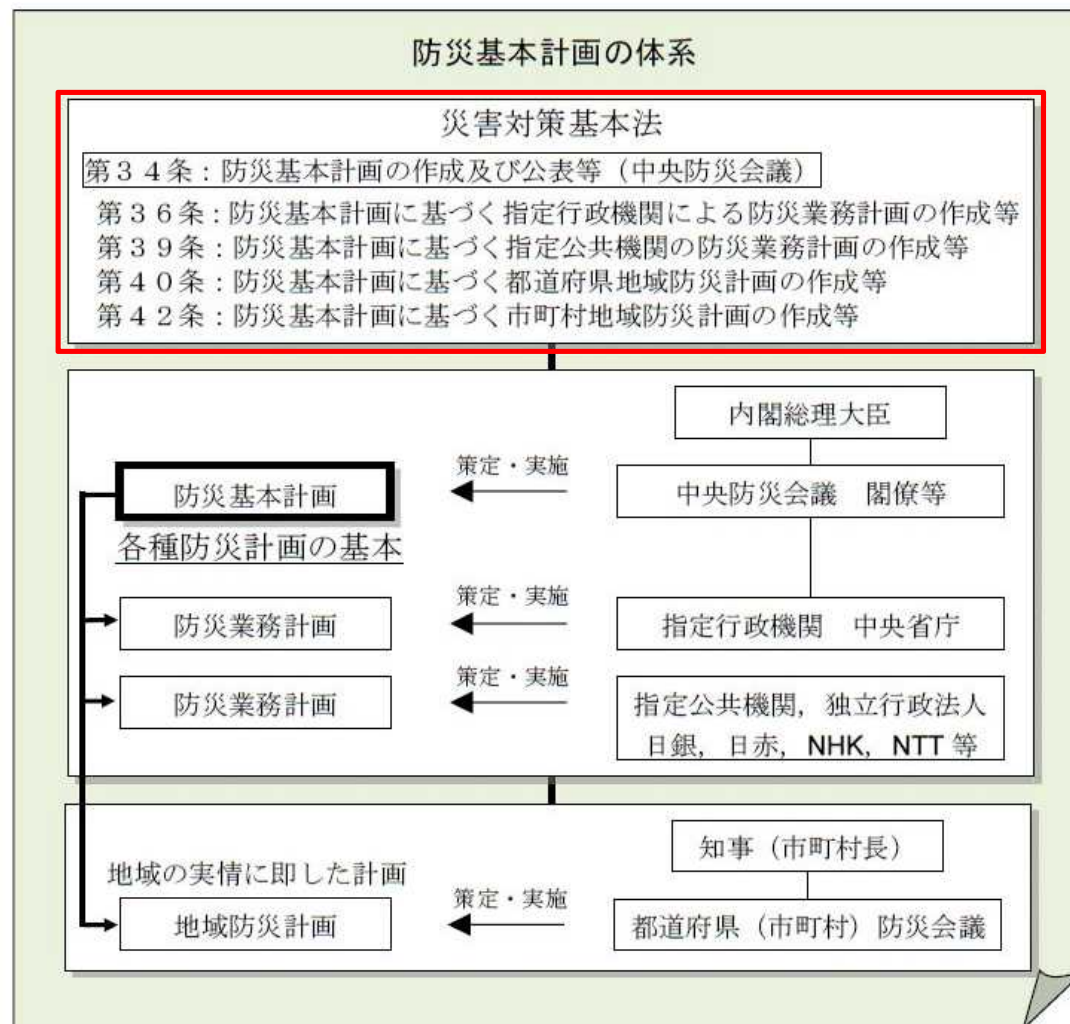
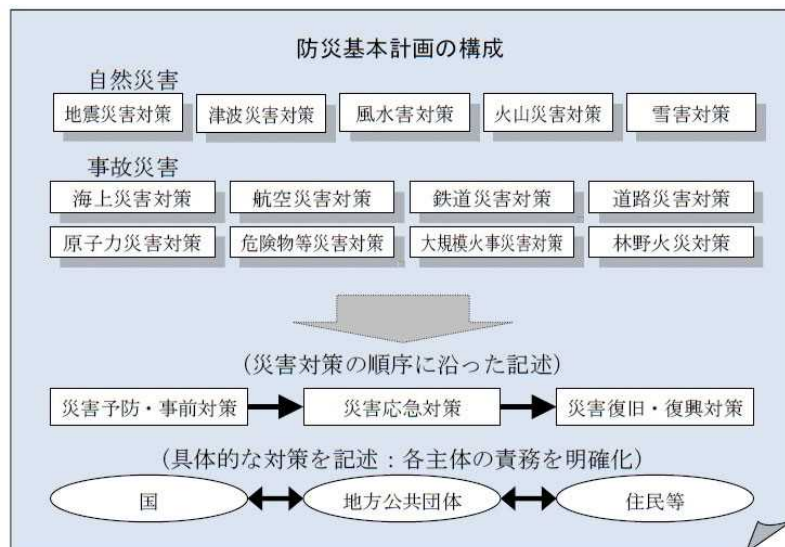
○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

防災「防災基本計画」

(R2.5.29中央防災会議決定)

防災基本計画の体系

- 防災計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成。



出典：内閣府ウェブページ(防災計画)

地震防災「首都直下地震緊急対策推進基本計画」

(H27.3.31閣議決定)

首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

○首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠

- ・首都中枢機能の障害は災害応急対策に大きな支障を来すおそれ
- ・加えて、我が国全体の国民生活や経済活動にも支障が生じるおそれ

○予防対策・応急対策で被害を大きく減少させることが可能

- ・耐震化率100%で全壊棟数・死者数が約9割減、感震ブレーカー等の設置や初期消火成功率の向上等で焼失棟数・死者数が9割以上減

➡ 予防対策・応急対策の
計画的・戦略的实施

2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

(1)首都中枢機能の確保

- ・首都中枢機能の業務継続体制の構築
- ・首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持

(2)膨大な人的・物的被害への対応

- ・あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策等、膨大な数の避難者・帰宅困難者等

(3)地方公共団体への支援等

- ・国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施

(4)社会全体での首都直下地震対策の推進

- ・社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え

(5)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- ・外国人観光客の避難誘導対策など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化

3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(1)首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

- ・首都中枢機能及び首都中枢機関 ～ 政治中枢：国会、行政中枢：中央省庁・都庁・駐日外国公館等、経済中枢：中央銀行・企業本社等
- ・首都中枢機関の機能目標 ～ 発災直後においても最低限果たすべき機能目標を設定
- ・政府全体としての業務継続体制の構築：非常時優先業務の実施に必要な執行体制、執務環境の確保について緊急対策実施計画に定める。
- ・金融決済機能の継続性の確保、企業本社等における事業継続への備え

(2)首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

- ・政府の代替拠点の検討、代替庁舎の確保等

(3)ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項

- ・ライフライン及び情報通信インフラの機能目標
- ・施設の耐震化・多重化や早期復旧体制の整備等

(4)緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

- ・交通インフラの機能目標
- ・施設の耐震化や早期の道路啓開、復旧体制の整備等

(5)その他

- ・各主体が業務継続計画を作成・見直し

4. 5. 6. 法に基づく各種計画に係る事項

4. 首都中枢機能維持基盤整備等地区的指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項

- ・首都中枢機能維持基盤整備等地区的指定の考え方（首都中枢機関の集積状況等を勘案）※別添参照
- ・地方公共団体が作成する基盤整備等計画の認定基準

5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

- ・都県知事が作成する地方緊急対策実施計画に記載すべき地震防災対策、災害応急対策、災害復旧への備え、住民の協働等の対策等

6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項

- ・地方公共団体が作成する特定緊急対策事業推進計画の認定基準

7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

(1)首都中枢機能の継続性の確保 → 3. 参照

(2)膨大な人的・物的被害への対応

① 計画的かつ早急な予防対策の推進

- ・建築物、施設の耐震化の推進等
- ・出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策等
- ・ライフライン等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
- ・燃料の供給対策
- ・交通インフラ、河川・海岸堤防等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
- ・その他（集客施設・原子力事業所・石油コンビナート等地区的安全確保等）

②津波対策

③円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- ・災害応急体制の整備
- ・道路啓開と道路交通渋滞対策
- ・市街地火災への対応
- ・救命・救助、災害時医療機能
- ・膨大な数の避難者・被災者、膨大な数の帰宅困難者等
- ・広域連携のための防災拠点、交通基盤の確保
- ・物資の絶対的な不足に対応した物資輸送機能の確保
- ・的確な情報収集・発信
- ・実践的な防災訓練
- ・多様な発生態様への対応
- ・円滑な復旧・復興

④各個人の防災対策の啓発活動

- ・適切な避難行動、車両の利用抑制、備蓄等

⑤企業活動等の回復・維持

- ・事業継続計画の作成、地域貢献等

(3)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等

- ・施設の耐震化、外国人観光客の避難誘導等

(4)長周期地震動対策（中長期的対応）

- ・高層建築物等への影響等の専門的検討

8. その他

(1)計画の効果的な推進 別途地震防災戦略・応急対策の具体計画を作成

(2)災害対策基本法に規定する防災計画との関係

出典：内閣府ウェブサイト（首都直下地震対策）

首都直下地震防災対策推進基本計画

「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定」(R2.5.29中央防災会議幹事会決定)

首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

救助・救急、消火等	医療	物資	燃料、電力・ガス、通信
◎広域応援部隊の派遣規模(最大値) ○1都3県以外の43道府県の警察・消防・自衛隊の派遣(最大値) ・警察 : 約1.4万人 ・消防 : 約2.0万人 ・自衛隊 : 約11万人(※) 等 ※ 1都3県に所在する部隊を含む。 ○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣 : 約1,940人 ◎航空機約320機、船舶約240隻	◎DMAT(登録数1,746チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送	◎発災後4～7日に必要な物資を調達し、被災都県の拠点へ輸送 ・飲料水 : 23万m³(1～7日) ・食料 : 5,300万食 ・毛布 : 16万枚 ・乳児用粉(液体)ミルク : 20t ・大人/乳幼児おむつ : 416万枚 ・簡易トイレ等 : 3,200万回分 ・トイレトペーパー : 318万巻 ・生理用品 : 489万枚	【燃料】 ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給 【電力・ガス】 ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給 【通信】 ◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保

国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)



【本具体計画のポイント】

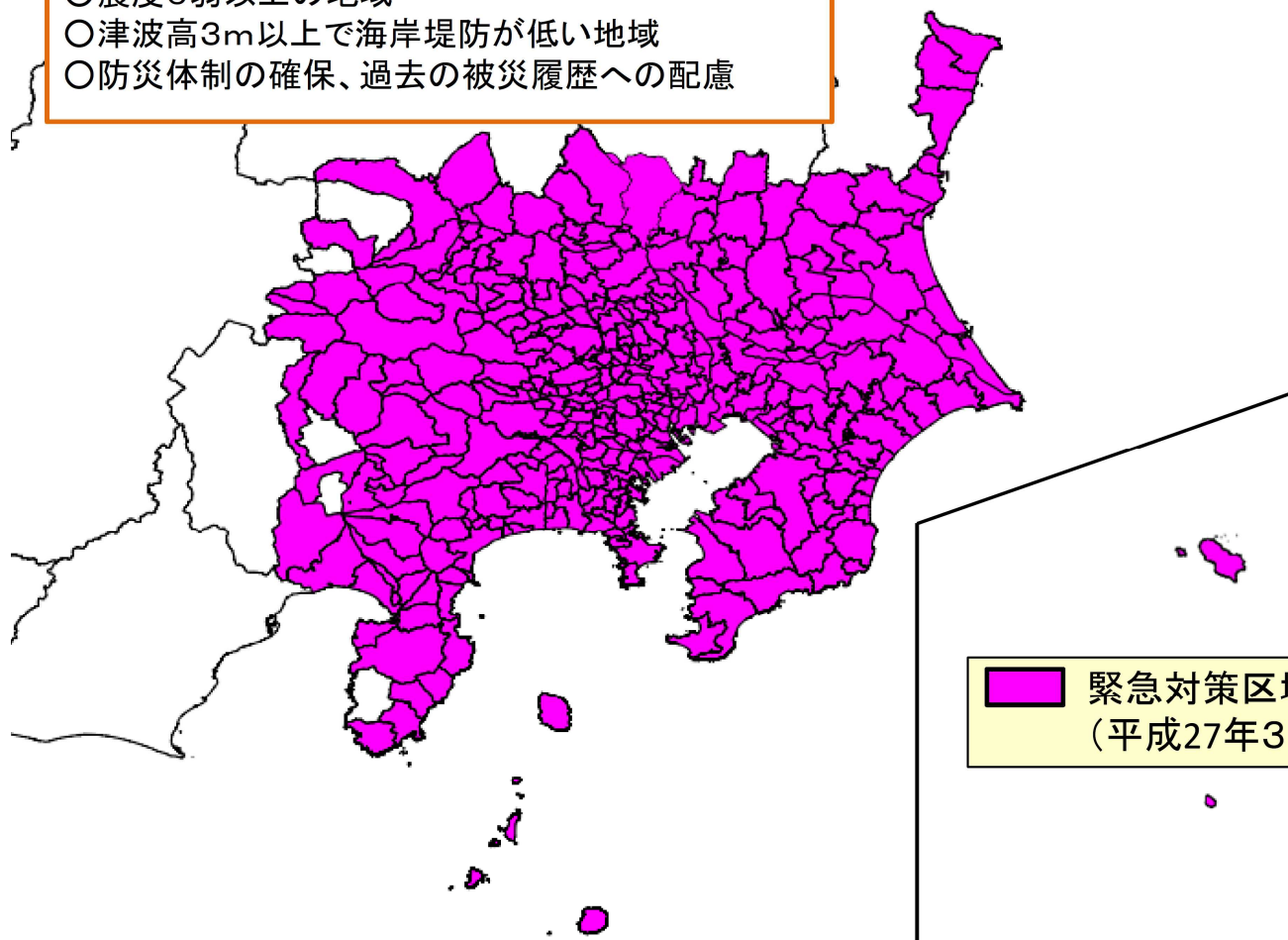
- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定
- ②1都3県における巨大過密都市を襲う膨大な被害の様相を踏まえた対応を反映
(例: 深刻な道路交通麻痺に対応するための道路啓開及び滞留車両の排除や交通規制、救助活動拠点の明確化、膨大な傷病者に対応するため「災害拠点病院」機能の最大限の活用 帰宅困難者対応 等)

地震防災「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(H27.3.31閣議決定)

首都直下地震緊急対策区域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



緊急対策区域の指定地域
(平成27年3月31日現在)

首都直下地震緊急対策区域指定市区町村一覧

茨城県	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、同郡境町、北相馬郡利根町
栃木県 群馬県	足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市、下都賀郡野木町、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、多野郡上野村、同郡神流町、甘楽郡下仁田町、同郡甘楽町、佐波郡玉村町、邑楽郡板倉町、同郡明和町、同郡千代田町、同郡大泉町、同郡邑楽町
埼玉県 (全城)	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、同郡毛呂山町、同郡越生町、比企郡滑川町、同郡嵐山町、同郡小川町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡鳩山町、同郡ときわ町、秩父郡横瀬町、同郡皆野町、同郡長瀬町、同郡小鹿野町、同郡東秩父村、児玉郡美里町、同郡神川町、同郡上里町、大里郡寄居町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、同郡松伏町
千葉県 (全城)	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、同郡栄町、香取郡神崎町、同郡多古町、同郡東庄町、山武郡九十九里町、同郡芝山町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡睦沢町、同郡長生村、同郡白子町、同郡長柄町、同郡長南町、夷隅郡大多喜町、同郡御宿町、安房郡鋸南町
東京都 (全城)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町、同郡日の出町、同郡檜原村、同郡奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、

地震防災「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」

(H26.3.28中央防災会議決定、R元.5.31改定)

南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

- 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭にいた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～9の防災対策を推進

南海トラフ地震の特徴

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在
- ③ 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性
- ④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大
- ⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生

- 1. 各般にわたる甚大な被害への対応
- 2. 津波からの人命の確保
- 3. 超広域にわたる被害への対応
- 4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避
- 5. 時間差発生等への対応
- 6. 外力レベルに応じた対策
- 7. 戦略的な取組の強化
- 8. 訓練等を通じた対策手法の高度化
- 9. 科学的知見の蓄積と活用

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～7の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

減災目標 (今後10年間)	想定される死者数	約33万2千人	から	概ね8割以上減少
	想定される建築物の全壊棟数	約250万棟	から	概ね5割以上減少

- 1. 地震対策
①建築物の耐震化 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策 ④ライフライン・インフラ施設の耐震化等
- 2. 津波対策
①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保
- 3. 総合的な防災体制
①防災教育・防災訓練の充実 ②ボランティアとの連携 ③総合的な防災力の向上 ④長周期地震動対策
- 4. 災害発生時の対応に係る事前の備え
①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③医療対策 ④消火活動等
⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達
⑦燃料の供給対策 ⑧避難者等への対応 ⑨帰宅困難者等への対応 ⑩ライフライン・インフラの復旧対策
⑪保健衛生・防疫対策 ⑫遺体対策 ⑬災害廃棄物等の処理対策 ⑭災害情報の収集 ⑮災害情報の提供
⑯社会秩序の確保・安定 ⑰多様な空間の効果的利用の実現 ⑱広域連携・支援体制の確立
- 5. 被災地内外における混乱の防止
①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保
- 6. 多様な発生態様への対応
- 7. 様々な地域的課題への対応
①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保 ③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保 ⑤孤立可能性の高い集落への対応
⑥沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減 ⑦文化財の防災対策

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～12に留意して災害応急対策を推進

- 1. 初動体制の確立
- 2. 迅速な被害情報の把握
- 3. 津波からの緊急避難への対応
- 4. 原子力事業所等への対応
- 5. 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保
- 6. 津波火災対策
- 7. 膨大な傷病者等への医療活動
- 8. 物資の絶対的な不足への対応
- 9. 膨大な避難者等への対応
- 10. 国内外への適切な情報提供
- 11. 施設・設備等の二次災害対策
- 12. ライフライン・インフラの復旧対策
- 13. 広域応援体制の確立

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

- 1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
〔建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める〕
- 2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
(1)津波からの防護 〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める〕
(2)円滑な避難の確保 〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のとりえき措置等を定める〕
(3)迅速な救助 〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める〕
- 3. 関係者との連携協力の確保に関する事項
〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める〕
- 4. 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項
〔時間差発生等への対応として後発地震へ備える観点から必要な事項を定める〕
- 5. 防災訓練に関する事項
〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める〕
- 6. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
〔地震・津波の発災時にとるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める〕
- 7. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
〔国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める〕

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

- 1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者
〔津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、
・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等）
・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者
等〕
- 2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- 3. 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項
- 4. 防災訓練に関する事項
- 5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

出典：内閣府ウェブページ（南海トラフ地震対策）

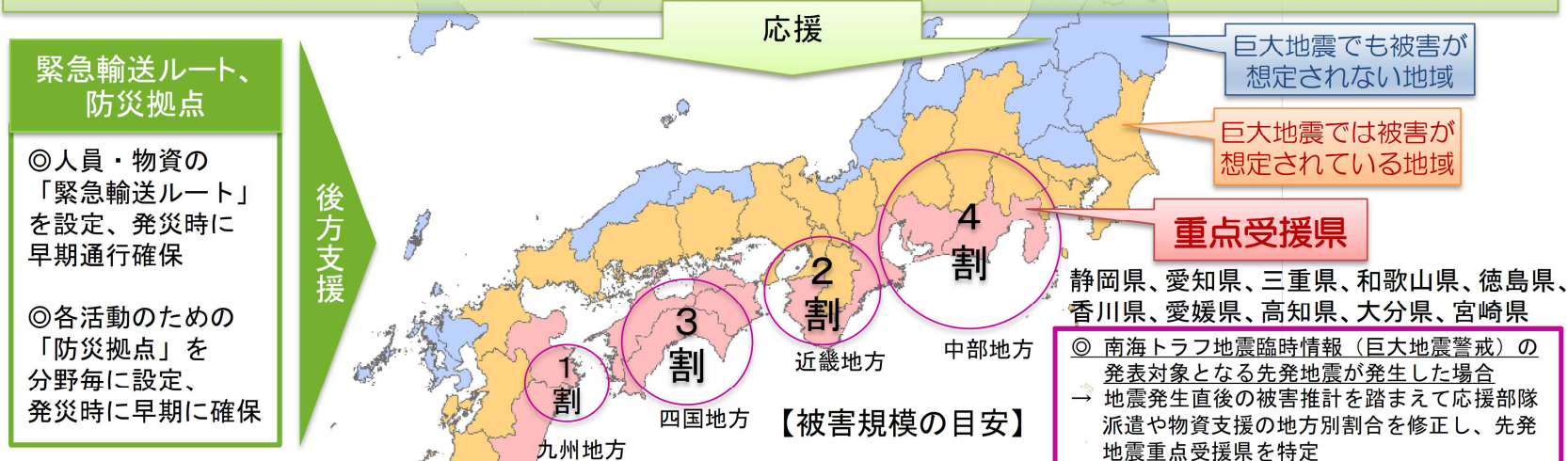
南海トラフ地震防災対策推進基本計画

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の改定」(R2.5.29中央防災会議幹事会決定)

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の概要

救助・救急、消火等	医療	物資	燃料、電力・ガス、通信
◎広域応援部隊の派遣規模(最大値) ○重点受援県以外の37県の警察・消防・自衛隊の派遣 - 警察 : 約1.6万人 - 消防 : 約2.1万人 - 自衛隊 : 約11万人(※) 等 ※重点受援県に所在する部隊を含む。 ○応援地方整備局等管内の国交省TEC-FORCEの派遣 : 約1,360人 ◎航空機約490機、船舶約530隻	◎DMAT(登録数1,746チーム)に対する派遣要請、陸路・空路参集、ロジ支援、任務付与 ◎被災医療機関の継続・回復支援(人材、物資・燃料供給等) ◎広域医療搬送、地域医療搬送による重症患者の搬送	◎発災後4～7日に必要な救援物資を調達し、被災府県の拠点へ輸送 - 飲料水 : 46万m³ (1～7日) - 食料 : 1億800万食 - 毛布 : 570万枚 - 乳児用粉(液体) ミルク : 42t - 大人/乳幼児おむつ : 870万枚 - 簡易トイレ等 : 9,700万回 - トイレトイパーパー : 650万巻 - 生理用品 : 900万枚	【燃料】 ◎石油業界の系列を超えた供給体制の確保。また、緊急輸送ルート上の中核SS等へ重点継続供給・重要施設へ要請に基づく優先供給 【電力・ガス】 ◎重要施設へ電源車、移動式ガス発生設備等による臨時供給 【通信】 ◎重要施設への通信端末の貸与、移動基地局車又は可搬型の通信機器等の展開等による通信の臨時確保

国は、緊急対策本部の調整により、被害の全容把握、被災地からの要請を待たず直ちに行動(プッシュ型での支援)



具体計画のポイント

- ①人命救助に重要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ルート、救助、医療、物資、燃料の各分野でのタイムラインと目標行動を設定(例:24hで広域移動ルートを確保、広域応援部隊が順次到着、等)
- ②広域応援部隊、全国の応援DMATの派遣は、被害が甚大な地域(重点受援県10県)に重点化

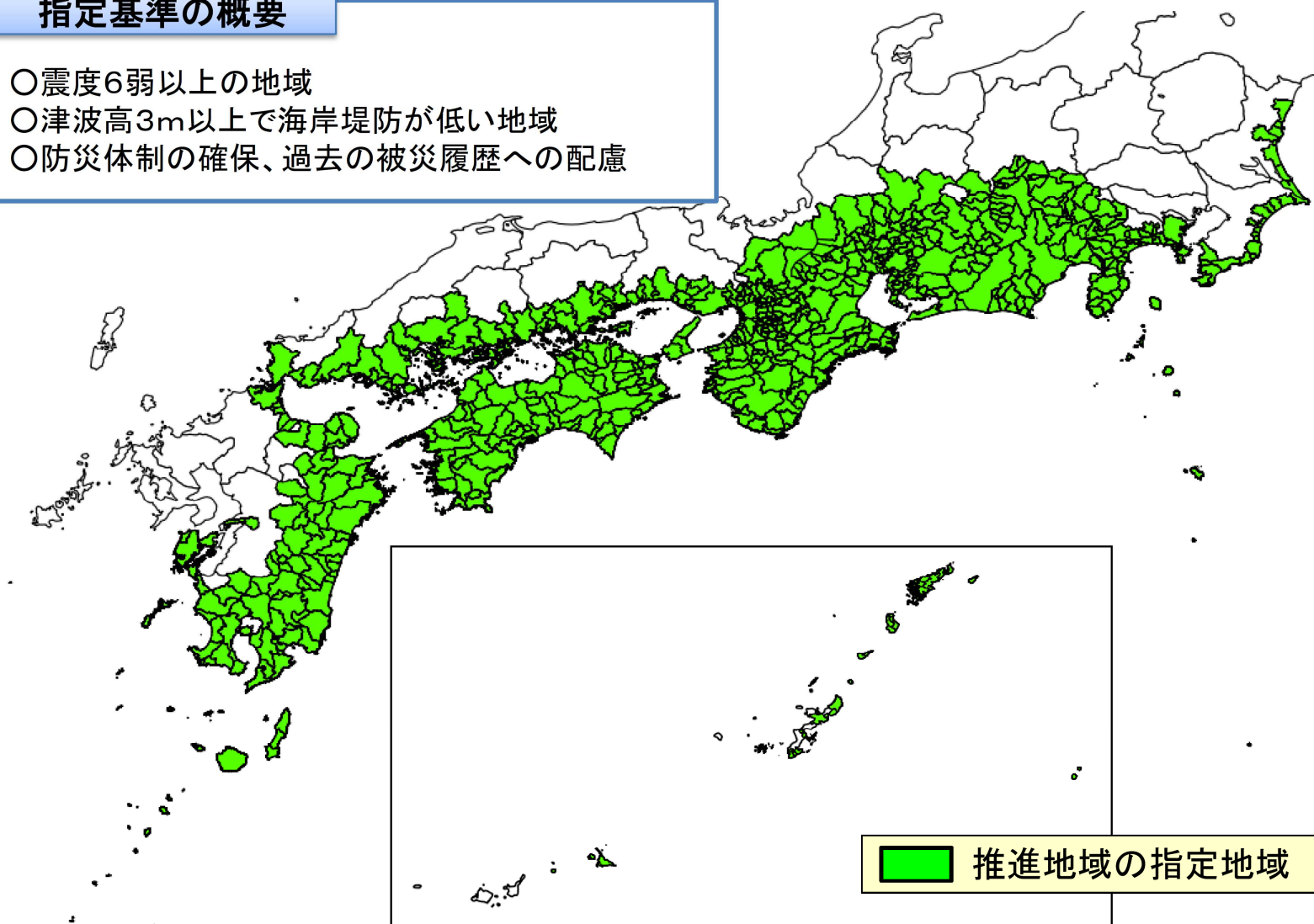
地震防災「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」

(H26.3.28中央防災会議決定、R元.5.31改定)

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



出典：内閣府ウェブページ（南海トラフ地震対策）

老朽化「インフラ長寿命化基本計画」

(H25.11.29インフラ老朽化対策の推進
に関する関係省庁連絡会議決定)

インフラ長寿命化基本計画の概要

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

○安全で強靱なインフラシステムの構築

- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
- 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
- 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
- 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

2. 基本的な考え方

○インフラ機能の確実かつ効率的な確保

- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

○メンテナンス産業の育成

- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

○多様な施策・主体との連携

- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）

○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等
体制の構築	[国]技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等]維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業]入札契約制度の改善 等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

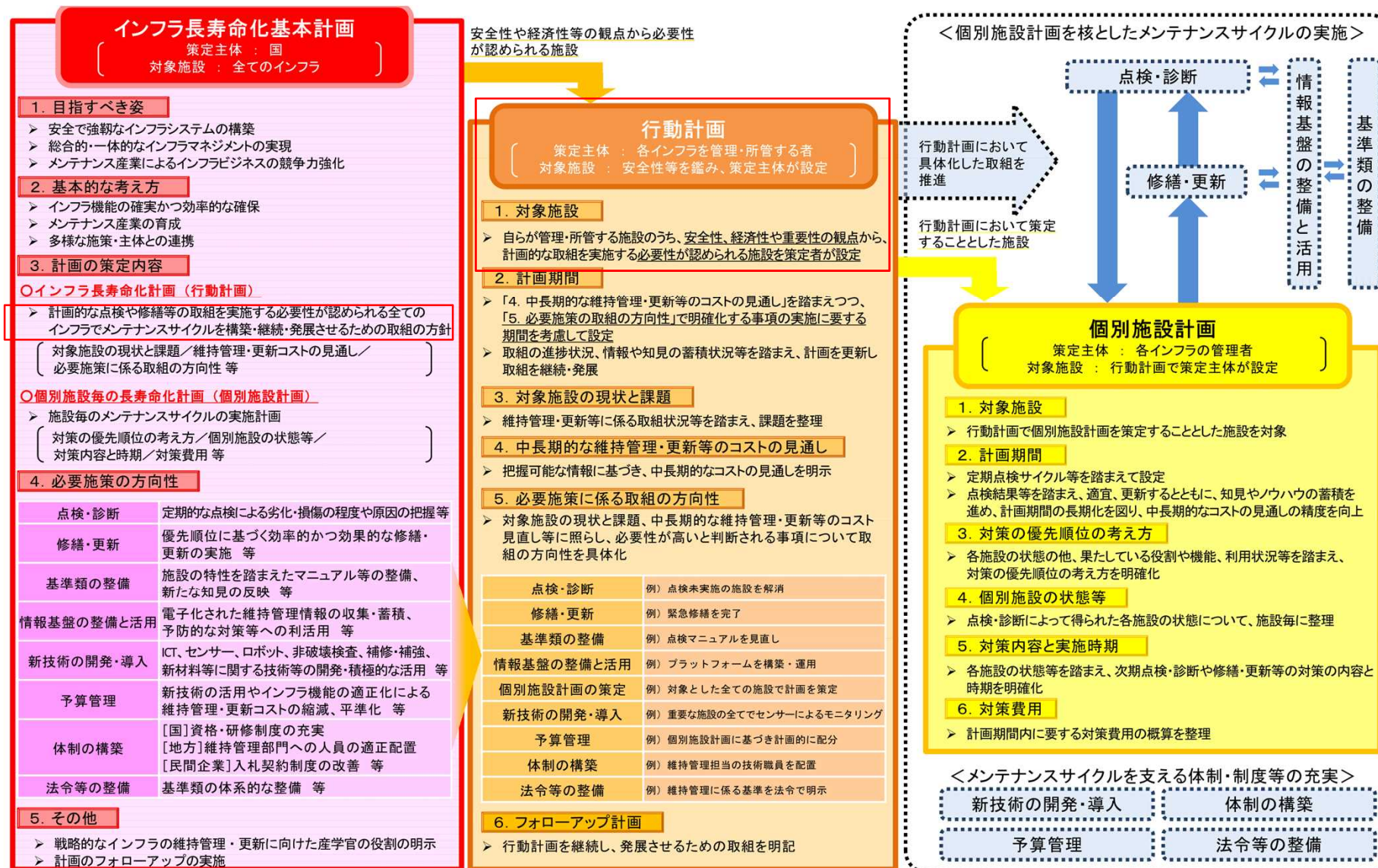
5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

出典：H25.11.29 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議 配布資料

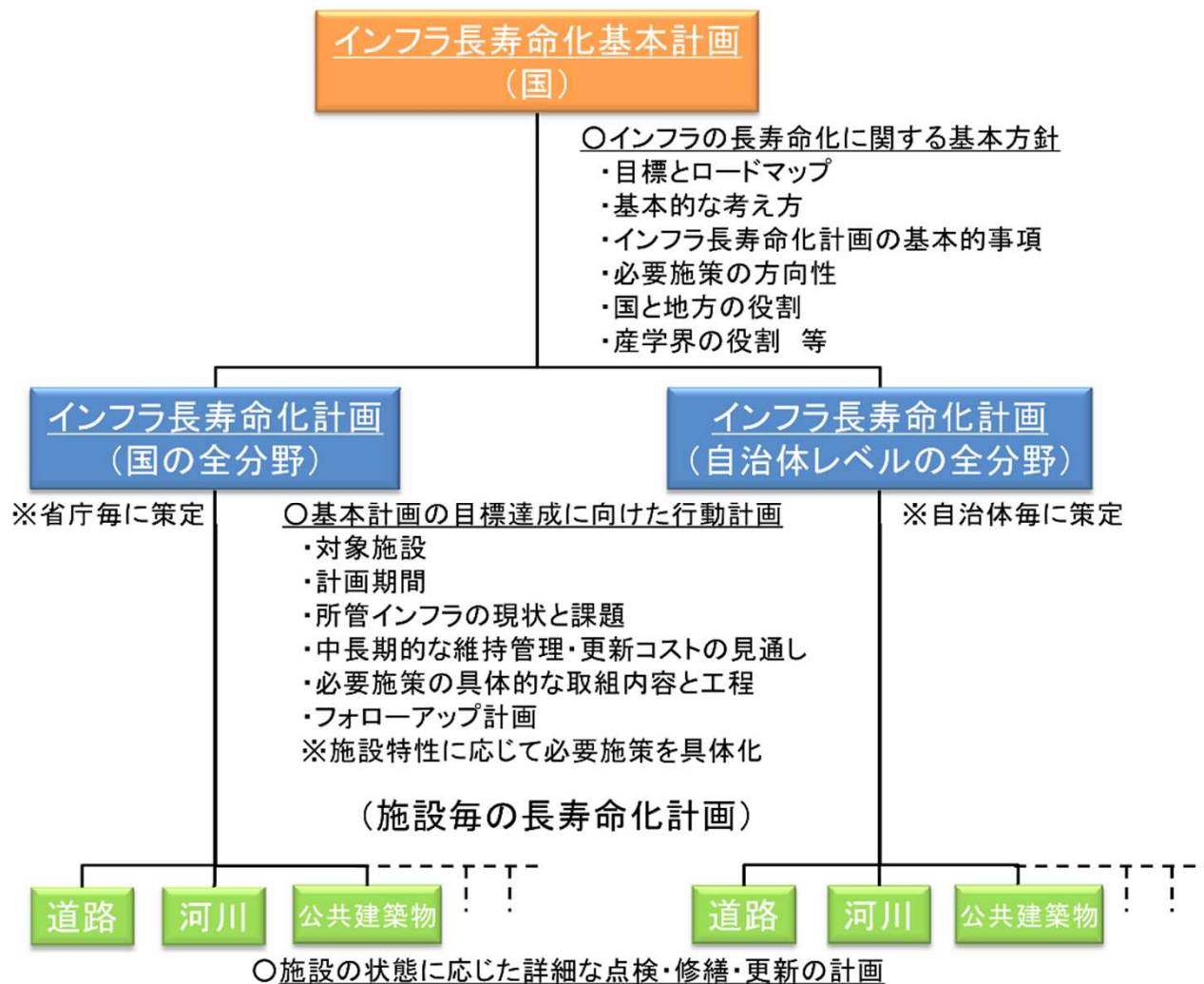
インフラ長寿命化基本計画

(H25.11.29インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)



出典：H25.11.29 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議 配布資料

インフラ長寿命化に向けた計画の体系イメージ



流域マネジメント「水循環基本計画」

(R2.6.16閣議決定)

水循環基本計画

- 水循環基本法に基づき、政府が水循環に関する基本的な計画として定めるもの。
- 改定前の水循環基本計画は、平成27年7月に閣議決定され、令和2年7月に5年を経過。
- 水循環基本法では、「おおむね5年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」とこととされている。

水循環基本法(抜粋)(平成26年7月1日施行)

第13条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画(以下「水循環基本計画」という。)を定めなければならない。

第13条 5 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

水循環基本法 (平成26年4月2日公布、7月1日施行)

水循環基本計画(平成27年7月本部※決定・閣議決定)

- ・ 水循環施策の効果に関する評価(レビュー)
- ・ 有識者、地方公共団体等の各方面からの意見聴取
- ・ 新たな水循環基本計画(原案)のパブリックコメント

新たな水循環基本計画

(令和2年6月本部※決定・閣議決定)

おおむね5年ごとに見直し

※水循環政策本部。内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び水循環政策担当大臣を副本部長、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣を本部員とする。

水循環基本計画の見直しの基本的な考え方

令和から始まる「新・水戦略」

- 流域の様々な主体が連携・協力して、流域水循環計画を策定し、健全な水循環の維持又は回復のための施策を推進する流域マネジメントの全国展開と質の向上
- 気候変動の影響等による水災害の頻発・激甚化、懸念される水災害リスクの増大に対応し、気候変動等のリスクに対応できる安全・安心な社会の実現に向けて加速
- 産学官民が連携して、普及啓発、広報、教育及び人材育成に戦略的に取り組み、健全な水循環を次世代に継承
- 経験や教訓、優れた水分野の技術やノウハウを生かし、世界の水問題の解決を我が国がリード

新たな水循環基本計画で重点的に取り組む3本柱

① 流域マネジメントによる水循環イノベーション ～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～

② 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現 ～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～

③ 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承 ～健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献～

新たな水循環基本計画のポイント①

(R2.6.16閣議決定)

総論

- 1 水循環と我々の関わり
- 2 本計画の位置付けと対象期間
- 3 水循環の目指すべき姿
- 4 水循環をめぐる現状と課題
- 5 本計画において重点的に取り組む主要内容

(1) 流域マネジメントによる水循環イノベーション ～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～

- 更なる展開：全国各地における流域水循環計画の策定を支援
- 質の向上：水循環の健全性や流域マネジメントの施策の効果を「見える化」

(2) 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現 ～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～

- 大規模自然災害への対応：防災・減災、国土強靱化のための対策を強化
- 危機的な渇水への対応：気候変動による危機的な渇水への適応策を推進
- 水インフラの戦略的な維持管理・更新等
- 貯留・涵養機能の維持・向上、持続可能な地下水の保全と利用

(3) 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承 ～健全な水循環に関する普及啓発、広報及び教育と国際貢献～

- 普及啓発、広報、教育：幅広い世代の国民の水循環に関する認識、意識を醸成
- 国際貢献：我が国のリーダーシップにより世界の水問題の解決とSDGsの達成に貢献

6 本計画の構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

(水循環基本法(以下「法」)第13条第2項第1号関係)

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理 (法第3条第4項関係)
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進 (法第3条第1項関係)
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保 (法第3条第2項関係)
- 4 水の利用における健全な水循環の維持 (法第3条第3項関係)
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進 (法第3条第4項関係)

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

(法第13条第2項第2号関係)

【9つの施策分野】

流域連携の推進等／貯留・涵養機能の維持及び向上／水の適正かつ有効な利用の促進等／健全な水循環に関する教育の推進等／民間団体等の自発的な活動を促進するための措置／水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施／科学技術の振興／国際的な連携の確保及び国際協力の推進／水循環に関わる人材の育成

1 流域連携の推進等 - 流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み - (法第16条関係)

- ・ 流域の総合的かつ一体的な管理として、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を適正で良好な状態に保つ又は改善するため、流域において関係する様々な主体がそれぞれ連携して活動する流域マネジメントを実施
- ・ 流域水循環協議会は、水循環に関する様々な情報を共有し、流域水循環計画を策定
- ・ 国は、手引きや事例集の作成や更新、支援窓口の充実、水循環の健全性や流域マネジメントの施策の効果等を「見える化」する評価指標・評価手法の確立、研修、セミナーの開催、普及啓発や広報活動などの必要な支援、水循環に関するアドバイザー派遣等の支援を実施等

2 貯留・涵養機能の維持及び向上 (法第14条関係)

- ・ グリーンインフラの整備など、貯留・涵養機能の維持及び向上の取組を流域全体で推進
- ・ 森林計画制度に基づき、体系的かつ計画的な森林の整備及び保全の取組を推進
- ・ 洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の水害の頻発・激甚化に対応するため、総合的な治水対策を推進
- ・ 農地の確保と農業用排水路網の適切な保安全管理と整備を推進
- ・ 多様な主体の参画の下、緑地等の保全と創出、民間施設や公共公益施設の緑化を推進等

新たな水循環基本計画のポイント②

(R2.6.16閣議決定)

3. 水の適正かつ有効な利用の促進等

(法第15条関係)

- 水道水源から給水栓に至るまでの各段階でのリスクの把握、管理を行うなど、**総合的な水質管理**の徹底を推進
- 危機的な渇水への取組を推進するため、関係者が連携して、**渇水対応タイムライン**を作成
- 「国土強靱化」を実現するため、**ハード・ソフトを適切に組み合わせた防災・減災対策**をより一層推進
- 気候変動の影響を考慮した治水計画**への転換、**流域全体を見通した防災・減災対策**の推進など、国や地方公共団体のみならず企業や住民とも連携した取組を検討
- 水インフラの耐震化、耐水化**、自家発電設備の設置等を推進
- 国は、共通の**地下水データベースの構築**、地下水の収支や地下水の水量、水質に関する挙動、地盤変動の把握、そのための調査・解析技術の開発等を推進
- 国、地方公共団体等は、**施設の戦略的な維持管理・更新(老朽化対策)**を実施
- 雨水**の利用、**再生水**の計画的な活用を推進
- 湖沼、閉鎖性海域等の水質保全施策**の充実
- 水循環に関わる**生態系**の保全及び回復を推進
- 都市部、農村地域、河川における**水辺空間**の保全、再生及び創出
- 水源地域等における**水文化**の継承、再生及び創出
- 気候変動**による水循環への影響に対する**適応策や緩和策**の推進等

4 健全な水循環に関する教育の推進等

(法第17条関係)

- 教育ツールとして、水循環に関する**資料**及び**副教材**を作成・更新
- 幅広い世代の国民が健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるよう、「**水の日**」(8月1日)及び「**水の週間**」(8月1日～7日)の趣旨にふさわしい事業を推進
- 海外に広く普及啓発するため、**多言語**での情報発信や**国際会議**等における情報発信を実施等

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

(法第18条関係)

- 水源地域**の継続的な振興を図るための活動を推進
- グリーンインフラ官民連携プラットフォーム**において情報を発信 等

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

(法第19条関係)

- 国及び都道府県(必要に応じて市町村)は、地下水盆の構造、地下水の利用実態、地下水位、地下水質、地下水温等の**地下水に関する情報**を継続的に収集、整理
- 気候変動**による**水循環への影響**に関する調査・分析を実施 等

7 科学技術の振興

(法第20条関係)

- 水循環の**健全性の評価方法**等に関する調査研究を推進
- 「**非常時地下水利用システム**」の研究開発を実施
- 地球環境情報プラットフォーム**の整備、**気候変動予測技術**の高度化、将来の水資源に関する影響評価のための**データ整備**等を推進等

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(法第21条関係)

- 国際会議等での**国際連携**や**国際協力**を通じて、我が国の経験、知見を生かし、**世界の水問題の解決**及び**SDGsの達成**に貢献
- 水に関する我が国の優れた先端技術及びそれらのシステム等の**海外展開**を**官民一体**となって推進 等

9 水循環に関わる人材の育成

- 研修、セミナー等により、**専門的及び総合的な人材の確保と育成**を推進 等

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(法第13条第2項第3号関係)

- 水循環に関する施策の効果的な実施
- 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 水循環に関して講じた施策の公表

国土利用「国土形成計画(全国計画)」

(H27.8.14閣議決定)

新たな国土形成計画(全国計画)について

～本格的な人口減少社会に正面から取り組む国土計画～



○ 計画期間: 2015年～2025年(2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前後にわたる「日本の命運を決する10年」)

○ 国土づくりの目標とすべき我が国の将来像

- ①安全で、豊かさを実感することのできる国 ②経済成長を続ける活力ある国 ③国際社会の中で存在感を発揮する国

国土を取り巻く時代の潮流と課題

- ・急激な人口減少、少子化
- ・異次元の高齢化の進展
- ・変化する国際社会の中で競争の激化
- ・巨大災害の切迫、インフラの老朽化
- ・食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題
- ・ICTの劇的な進歩等技術革新の進展

国民の価値観の変化

- ・ライフスタイルの多様化(経済志向、生活志向)
- ・共助社会づくりにおける多様な主体の役割の拡大・多様化
- ・安全・安心に対する国民意識の高まり

国土空間の変化

- ・低・未利用地や荒廃農地、空き家、所有者の把握が難しい土地等の問題顕在化
- ・森林の持続的な管理
- ・海洋環境及び海洋権益の保全、海洋資源の利活用、離島地域の適切な管理

国土の基本構想

「対流促進型国土」の形成:「対流」こそが日本の活力の源泉

- ・「対流」とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な動き
- ・「対流」は、それ自体が地域に活力をもたらすとともに、イノベーションを創出
- ・地域の多様な個性が対流の原動力であり、個性を磨くことが重要

「対流促進型国土」を形成するための重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」

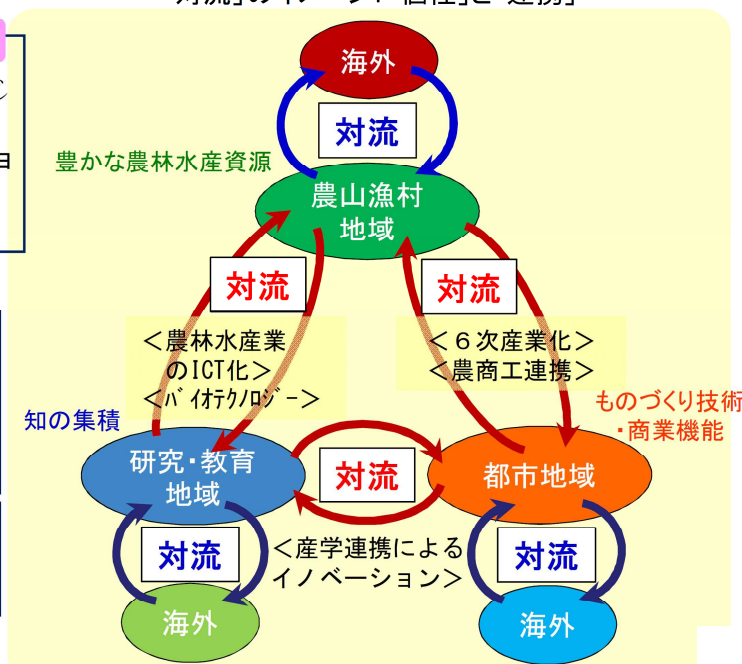
- ・「コンパクト」にまとめ、ネットワークでつながる
- ・医療、福祉、商業等の機能をコンパクトに集約
- ・交通、情報通信、エネルギーの充実したネットワークを形成
- ・人口減少社会における適応策・緩和策を同時に推進

東京一極集中の是正と東京圏の位置付け

- ・東京一極滞留を解消し、ヒトの流れを変える必要
- ・魅力ある地方の創生と東京の国際競争力向上が必要

都市と農山漁村の相互貢献による共生

「対流」のイメージ:「個性」と「連携」



出典: 国土交通省ウェブページ(国土政策局「国土形成計画(全国計画)」)

国土利用「国土形成計画(全国計画)」

(H27.8.14閣議決定)

具体的方向性① ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

個性ある地方の創生

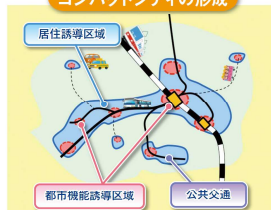
- 将来人口等を見据え、知恵を絞って地域の将来像を構造的に考えることが重要
- 地域住民向けサービス業など地域消費型産業の生産性向上
- 域外から所得を稼得するため、地域資源を活かした移輸出型産業の強化、海外展開
- 「地域発イノベーション」の創出、「起業増加町」の醸成・産学官金の連携・対流、人材育成が重要
- 「人の対流」の推進：移住・住み替え、二地域居住、二地域生活・就労

小さな拠点の形成



※上記は例示であり、地域の実情に応じて様々な拠点的形があり得る。

コンパクトシティの形成



連携中核都市圏の形成



活力ある大都市圏の整備

- 国内外の対流を通じてイノベーションを生む創造の場としての機能向上
(個性を形作る機能や産業等の集積、良質なオフィス空間の形成、都市間移動環境の高度化、知的対流拠点の整備等)
- 災害に強い安全・安心な大都市圏の形成
- 急増する高齢人口への対応
(都市政策、住宅政策、交通政策と医療政策、福祉政策の連携)
- 安心して子どもを産み育てるための環境整備

知的対流拠点の形成によるイノベーションの創出
＜ナレッジキャピタル(大阪)＞



(出典) ナレッジキャピタルHP



「医・職・住」近接のスマートウェルネス住宅・シティ
(千葉県柏市豊四季台地区)



グローバルな活躍の拡大

- 海外から投資を呼び込む事業環境の整備
(交通・情報通信基盤が高度に整備された都心街区、効率化・高度化された物流網、外国人を含めた高度人材にとってストレスない居住環境等)
- アジア・ユーラシアダイナミズムを取り込むゲートウェイ機能の強化と日本海・太平洋2面活用型国土の形成
- リニア中央新幹線による「スーパー・メガリージョン」形成の構想づくり
- 2020年以後を見通し、観光立国に対応した国土づくり



具体的方向性② 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤

災害に押し負けない国土の構築

- 想定外の事態も前提に、ハード対策とソフト対策の適切な組合せと重点化
- 都市の脆弱性を踏まえた防災・減災対策の推進
- 多重性・代替性の確保による災害に強い国土構造の構築
- 自助・共助とそれらを支える公助の強化
- 東日本大震災の被災地の復興と福島島の再生



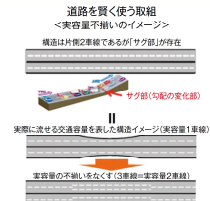
国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成

- 農地・森林の保全・利活用と多面的機能の発揮のための良好な管理
- 美しい景観や自然環境、文化財等の保全・再生・活用
- 低・未利用地、空き家の所有から有効利用へ
- 土地の有効利用、防災・減災、自然環境の再生等、複合的な効果をもたらす施策の推進
- 人口減少に伴う開発圧力低下の機会をとらえた国土の選択的利用
- 地域住民に加え、都市住民、起業、NPO等、多様な主体による国土の国民的経営



国土基盤の維持・整備・活用

- 「ストック効果」が最大限発揮されるような戦略的取組
- 「選択と集中」の下での計画的な社会資本整備
(安全安心インフラ、生活インフラ、成長インフラ)
- エネルギーインフラの充実と情報通信インフラの整備
- メンテナンスサイクルの構築による戦略的メンテナンス
- 国土基盤を「賢く使う」
- 担い手の確保とインフラビジネスの拡大



具体的方向性③ 国土づくりを支える参画と連携

地域を支える担い手の育成

- 地域の教育機関における人材育成
- 地域内外の人材の育成・活用
- 若者、女性、高齢者、障害者の参画等



(出典) 邑南町より提供

共助社会づくり

- 住民が主体的に支え合いながら、地域の課題に対応し活性化を図る社会づくり
- 活動の継続性を確保するため、ソーシャルビジネス(収益性のある事業・活動)、資金調達の仕組みづくり
- 地域外に居住する家族を含む「ヒトの対流」を活用した共助社会づくり
- コミュニティの再生、新たなコミュニティづくり



広域地方計画の策定・推進

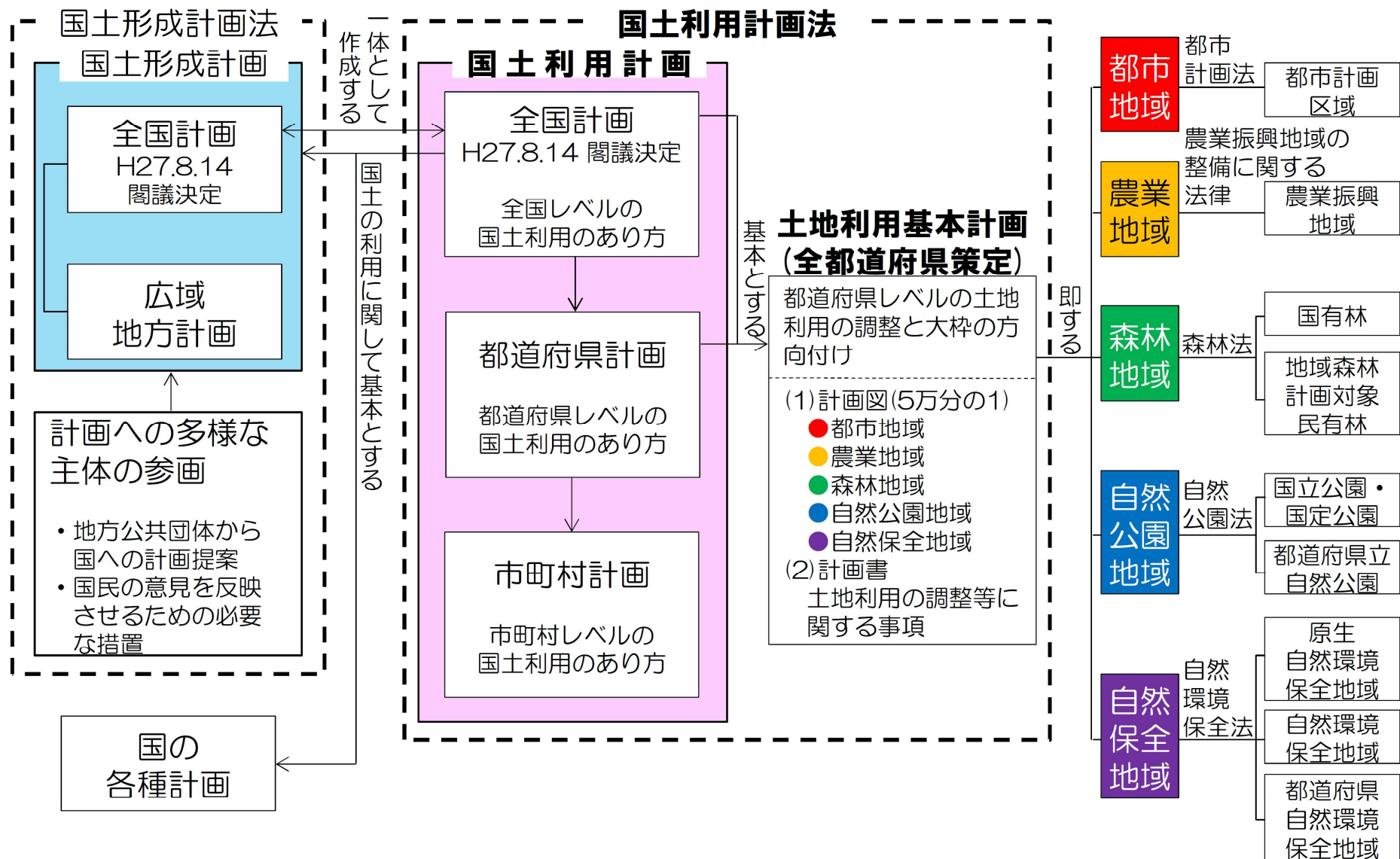
- 全国計画を踏まえて、8つの広域ブロックごとに計画策定
- 各広域ブロックの自立的な発展、相互の交流・連携
- 各広域ブロックの独自性を活かし、特色ある地域戦略を描く

国土利用計画との連携

- 国土利用の基本方針
・適切な国土管理を実現
・自然環境・美しい景観を保全・再生・活用
・安全・安心を実現

国土の利用区分ごとの規模の目標 (万ha)			
	平成24年	平成37年	
農	455	440	
森	2,506	2,510	
原	34	34	
水	134	135	
道	137	142	
宅	190	190	
そ	324	329	
合	3,780	3,780	

国土利用「国土利用計画」(国土の利用に関する諸計画の体系)



国土利用「国土利用計画(全国計画)」

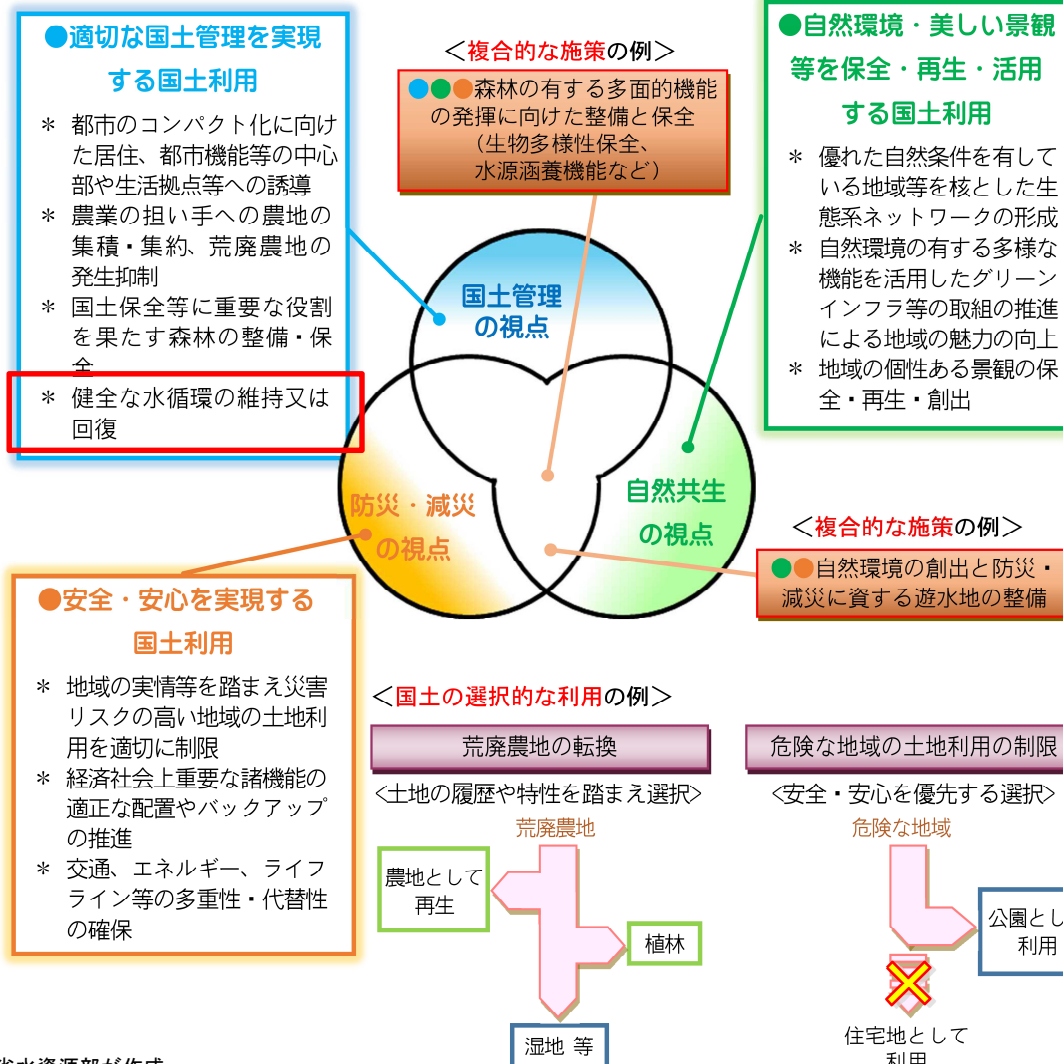
(H27.8.14閣議決定)

国土利用計画は、国土利用計画法(昭和49年法第92号)に基づき、総合的かつ計画的な国土の利用を図るための基本的な事項について定める計画です。

第五次国土利用計画(全国計画)は、本格的な人口減少社会、超高齢社会を迎えた今、国土を適切に管理し荒廃を防ぐこと、開発圧力が低減する機会をとらえ、自然環境の再生・活用や災害に対する安全な土地利用の推進等を図ることによって、より安全で豊かな国土を実現することが重要な課題であるという認識のもと策定され、**2015年8月14日**に閣議決定されました。

第五次国土利用計画(全国計画)における基本方針

◆国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指し、本計画では、「適切な国土管理を実現する国土利用」「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針としています。



社会資本整備「社会資本整備重点計画」

(H27.9.18閣議決定)

第4次社会資本整備重点計画 《計画期間:平成27(2015)~32(2020)年度》



第1章:社会資本整備をめぐる状況の変化と基本戦略の深化 <概要>

1. 社会資本整備が直面する4つの構造的課題

(1)加速するインフラ老朽化 (2)脆弱国土(切迫する巨大地震、激甚化する気象災害) (3)人口減少に伴う地方の疲弊 (4)激化する国際競争

国土形成計画(平成27年8月14日閣議決定)を踏まえ、その実現に向けて社会資本整備を計画的に実施

2. 持続可能な社会資本整備に向けた基本方針

社会資本のストック効果の最大化を目指した戦略的インフラマネジメントへ

社会資本のストック効果を最大限に発揮するためのマネジメントを徹底

①集約・再編を含めた既存施設の戦略的メンテナンス

- ・メンテナンスサイクルの構築による老朽化インフラの安全性の確保
- ・中長期的にトータルコストを縮減・平準化(集約化等による規模の適正化を含む)
- ・メンテナンス産業の競争力強化

②既存施設の有効活用(賢く使う取組)

- ・既存施設の機能の最大化(例:羽田空港における飛行経路見直しによる空港処理能力拡大等)
- ・既存施設の機能の強化・高度化(例:公営住宅における集約等に伴う福祉施設の設置等)
- ・既存施設の多機能化(例:下水処理場の上部空間を活用した発電施設の整備等)

③社会資本の目的・役割に応じた選択と集中の徹底(優先度や時間軸を考慮)

安全安心インフラ

南海トラフ・首都直下地震や局地化・集中化・激甚化している雨の降り方への対応等、ハード・ソフトの取組を総動員し、**人命と財産を守る事業に重点化**

生活インフラ

地域生活サービスの持続的・効率的な提供を確保し、**生活の質の向上を図る事業に重点化**

成長インフラ

国際戦略による競争力強化、民間事業者等との連携強化を通じ、**生産拡大効果を高める事業に重点化**

時間軸の明確化

・中長期的(おおむね10~20年)に目指す姿、計画期間中(H32(2020)年度まで)に進める重点施策と実現すべき数値目標等を策定

経済再生と財政健全化

・2017年度の消費増税前後を含め、2020年、そしてそれ以降への安定成長を支え、経済再生と財政健全化に貢献

PPP/PFIの積極活用

社会資本整備を支える現場の担い手・技能人材に係る構造改革等

- 地域の守り手である現場の担い手・技能人材の安定的な確保・育成
- 現場の生産性向上による構造改革
- 公共工事の品質確保と担い手確保に向けた発注者による取組の推進
- 社会資本整備に関わる多様な人材の確保・育成(メンテナンス、PPP/PFI等を担う人材)

安定的・持続的な公共投資の見通しの必要性

- 過去の公共投資の急激な増減は、様々な弊害(不適格業者の参入やダンピングの多発、人材の離職等)をもたらしてきた
- メンテナンスを含めた社会資本整備を計画的かつ着実に実施し、担い手を安定的に確保・育成するため、持続的な経済成長を支えられるよう、経済規模に見合う公共投資を安定的・持続的に確保することが必要

社会資本整備「社会資本整備重点計画」

(H27.9.18閣議決定)

第4次社会資本整備重点計画

第2章：社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要

第3章：計画の実効性を確保する方策＜概要＞



第2章：社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標、事業の概要

○4つの重点目標と13の政策パッケージ、それぞれにKPIを設定

○政策パッケージごとに、現状と課題、中長期的な目指す姿、計画期間における重点施策、KPIを体系化

重点目標 1 社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う

1-1 メンテナンスサイクルの構築による安全・安心の確保とトータルコストの縮減・平準化の両立

メンテナンスの構築と着実な実行により、規模の適正化を図りつつ機能の高度化を実現

○個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率【各施設分野において100%を目指す】

1-2 メンテナンス技術の向上とメンテナンス産業の競争力の強化

メンテナンスに係る技術者の確保・育成や新技術の開発・導入の推進

○現場実証により評価された新技術数【H26:70件→H30:200件】

重点目標 2 災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する

2-1 切迫する巨大地震・津波や大規模噴火に対するリスクの低減

南海トラフ地震・首都直下地震等への重点的な対応

○公共土木施設等の耐震化率等【(緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率)H25:75%→H32:81% など】

○地震時等に著しく危険な密集市街地の面積【H26:4,547ha→H32:おおむね解消】

○市街地等の幹線道路の無電柱化率【H26:16%→H32:20%】

○南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防・海岸堤防等の整備率及び水門・樋門等の耐震化率【(河川堤防)H26:約37%→H32:約75%、(海岸堤防等)H26:約39%→H32:約69%、(水門・樋門等)H26:約32%→H32:約77%】

○最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合【H26:0%→H32:100%】

2-2 激甚化する気象災害に対するリスクの低減

頻発・激甚化する水害・土砂災害への対応の強化

○人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率及び下水道による都市浸水対策達成率【(河川整備率・国管理)H26:約71%→H32:約76%、(県管理)H26:約55%→H32:約60%、(下水道)H26:約56%→H32:約62%】

○最大クラスの洪水・内水、津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市区町村の割合【H26:0%→H32:100%】

○最大クラスの洪水等に対応した避難確保・浸水防止措置を講じた地下街等の数【H26:0→H32:約900】

○要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率【H26:約37%→H32:約41%】

○土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表及び区域指定数【(公表)H26:約42万区域→H31:約65万区域、(指定)H26:約40万区域→H32:約63万区域】

2-3 災害発生時のリスクの低減のための危機管理対策の強化

TEC-FORCEの充実・強化やタイムライン[※]の導入促進

[※]関係者が事前にとるべき防災行動を時系列で整理したもの

○TEC-FORCEと連携し訓練を実施した都道府県数【H26:17都道府県→H32:47都道府県】

○国管理河川におけるタイムラインの策定数【H26:148市区町村→H32:730市区町村】

○国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画(港湾BCP)が策定されている港湾の割合【H26:36%→H28:100%】

2-4 陸・海・空の交通安全の確保

道路、鉄道、海上、航空における交通事故の抑止

○道路交通における死傷事故の抑止【(信号機の改良等による死傷事故の抑止件数)H32年度までに約27,000件/年抑止など】

○ホームドアの整備駅数【H25:583駅→H32:800駅】

重点目標 3 人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会を形成する

3-1 地域生活サービスの維持・向上を図るコンパクトシティの形成等

都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワークの形成等

○立地適正化計画を作成する市町村数【H32年:150市町村】

○公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合【(地方都市圏)H26年:38.6%→H32年:41.6% など】

○持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定率【H26:約2%→H32:100%】

○道路による都市間速達性の確保率【H25:49%→H32:約55%】

○高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合【H25:19%→H32:25%】

3-2 安心して生活・移動できる空間の確保(バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進)

高齢者、障害者や子育て世代等が安心して生活・移動できる環境の実現

○公共施設等のバリアフリー化率等【(特定道路)H25:83%→H32:100% など】

3-3 美しい景観・良好な環境の形成と健全な水循環の維持又は回復

地域の個性を高める景観形成やグリーンインフラの取組推進

○景観計画に基づき取組を進める地域の数(市区町村数)【H26:458団体→H32:約700団体】

○都市域における水と緑の公的空間確保量【H24:12.8㎡/人→H32:14.1㎡/人】

○污水处理人口普及率【H25:約89%→H32:約96%】

3-4 地球温暖化対策等の推進

温室効果ガス排出量の削減等^{※1}と、地球温暖化による様々な影響に対処する^{※2}「適応策」の推進

^{※1} 都市緑化、建築物へのLED導入、モータリティー等

^{※2} 水害・土砂災害対策等

○都市緑化等による温室効果ガス吸収量【H25:約111万t-CO₂/年→H32:約119万t-CO₂/年】

○下水汚泥エネルギー化率【H25:約15%→H32:約30%】

重点目標 4 民間投資を誘発し、経済成長を支える基盤を強化する

4-1 大都市圏の国際競争力の強化

世界に伍する都市環境の形成や国際空港・港湾の機能強化

○特定都市再生緊急整備地域における国際競争力強化に資する都市開発事業の完了数【H26:8→H32:46】

○三大都市圏環状道路整備率【H26:68%→H32:約80%】

○首都圏空港の国際線就航都市数【H25年:88都市→H32年:アジア主要空港並み】

○国際コンテナ戦略港湾へ寄港する基幹航路の便数【(北米航路)H30:デリー寄港を維持・拡大 など】

4-2 地方圏の産業・観光投資を誘発する都市・地域づくりの推進

企業の地方移転を含む民間投資の誘発に資する交通ネットワークの強化等の社会資本の重点的整備

○道路による都市間速達性の確保率【H25:49%→H32:約55%】

○海上貨物輸送コスト低減効果(対平成25年度総輸送コスト)【(国内)H32:約3%、(国際)H32:約5%】

○全国の港湾からクルーズ船で入国する外国人旅客数【H26年:41.6万人→H32年:100万人】

○水辺の賑わい・創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の割合【H26:25%→H32:50%】

○民間ビジネス機会の拡大を図る地方ブロックレベルのPPP/PFI 地域プラットフォームの形成数【H26:0→H32:8】

4-3 我が国の優れたインフラシステムの海外展開

官民連携による交通・都市開発関連のインフラシステムの海外展開の推進

○我が国企業のインフラシステム関連海外受注高【(建設業)H22年:1兆円→H32年:2兆円 など】

[※]KPIに関する【】内の表記について、「年」と記載あるものは「暦年」であり、それ以外は「年度」である。

第3章：計画の実効性を確保する方策

多様な効果を勘案した公共事業評価等の実施／政策間連携、国と地方公共団体の連携の強化／社会資本整備への多様な主体の参画と透明性・公平性の確保／

社会資本整備に関する情報基盤の強化／効果的・効率的な社会資本整備のための技術研究開発の推進／地方ブロックにおける社会資本整備重点計画の策定／重点計画のフォローアップ

気候変動「気候変動適応計画」(気候変動適応法の概要)

法律の概要

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。(閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。)
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進

農林水産業

水資源・水環境

自然生態系

自然災害

健康

経済活動・産業

国民生活

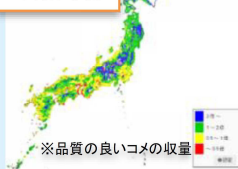
将来影響の科学的知見に基づき、
・高温耐性の農作物品種の開発・普及
・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
・ハザードマップ作成の促進
・熱中症予防対策の推進 等

2. 情報基盤の整備

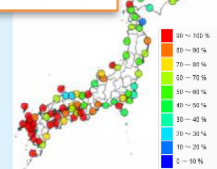
- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。

「気候変動適応情報プラットフォーム」(国立環境研究所サイト)の主なコンテンツ

コメの収量の将来予測



砂浜消失率の将来予測



<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

＜対象期間＞
21世紀末(2081年～2100年)
＜シナリオ＞
最新の気候変動予測に基づく推定(RCP2.6)

3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村(東京23区を含む。)に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う拠点(**地域気候変動適応センター**)機能を担う体制を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

気候変動「気候変動適応計画」

(H30.11.27閣議決定)

第1章 気候変動適応に関する施策の基本的方向

使命・目標

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な気候変動適応の推進

気候変動影響の被害の防止・軽減



国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全

安全・安心で持続可能な社会

計画期間

21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後概ね5年間における施策の基本的方向等を示す

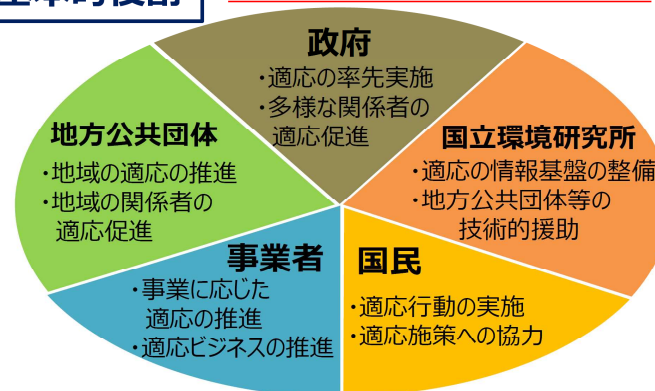
気候変動適応情報プラットフォーム



<対象期間> 21世紀末(2081年～2100年)
<シナリオ> 厳しい温暖化対策をとった場合(RCP2.6)

基本的役割

関係者の具体的役割を明確化



基本戦略

7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進

1

あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む
農業・防災等の各施策に適応を組み込み効果的に施策を推進

2

科学的知見に基づく気候変動適応を推進する
観測・監視・予測・評価、調査研究、技術開発の推進

3

研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する
国立環境研究所・国の研究機関・地域適応センターの連携

4

地域の実情に応じた気候変動適応を推進する
地域計画の策定支援、広域協議会の活用

5

国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する
国民参加の影響モニタリング、適応ビジネスの国際展開

6

開発途上国の適応能力の向上に貢献する
アジア太平洋地域での情報基盤作りによる途上国支援

7

関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する
気候変動適応推進会議(議長：環境大臣)の下での省庁連携

進捗管理

気候変動影響の評価と気候変動適応計画の進捗管理を定期的・継続的に実施、PDCAを確保

気候変動影響の評価

中央環境審議会に諮問し、2020年を目途に評価

適応計画の進捗管理

年度単位でフォローアップし、PDCAを確保

評価手法等の開発

適応の効果の把握・評価手法の開発



出典：環境省ウェブサイト(気候変動への適応)

気候変動「国土交通省気候変動適応計画(分野別施策の概要)」

(H30.11.27一部改正)

気候変動により懸念される国土交通分野への影響

- (自然災害) 水害頻発、極めて大規模な水害発生、土砂災害の発生頻度増加、港湾や海岸への深刻な影響
- (水資源・水環境) 渇水被害のさらなる発生、水質の変化
- (国民生活、産業活動ほか) 交通インフラのリスク増大、都市域の大幅な気温上昇、風水害による物流・観光への影響 ほか

自然災害分野

○水害

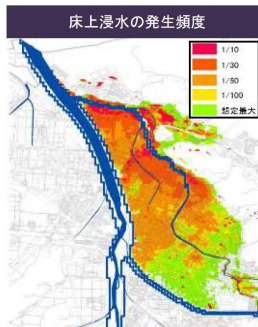
- ・比較的发生頻度の高い外力に対し、施設により災害の発生を防止
- ・施設の能力を上回る外力に対し、施策を総動員して、できる限り被害を軽減
- ・災害リスクの評価・災害リスク情報の共有

1) 比較的災害リスクの高い外力に対する防災対策

- ・施設の着実な整備 既存施設の機能向上
- ・できるだけ手戻りのない施設の設計 等

2) 施設の能力を上回る外力に対する減災対策

- ①施設の運用、構造、整備手順等の工夫
- ②まちづくり・地域づくりと連携した浸水軽減対策
- ③避難、応急活動、事業継続等のための備え



【きめ細かい災害リスク情報の避難判断、まちづくり等への活用】

○土砂災害

- ・土砂災害の発生頻度の増加への対策、深層崩壊への対策
- ・リードタイムが短い土砂災害への警戒避難
- ・災害リスクを考慮した土地利用、住まい方 等

○高潮・高波等

- 1) 港湾 港湾における海象のモニタリングとその定期的な評価
 - ・防護水準等を越えた超過外力への対策
 - ・「フェーズ別高潮対応計画」の策定・実行 等
- 2) 海岸 災害リスクの評価と災害リスクに応じた対策
 - ・進行する海岸侵食への対応の強化 等

水資源・水環境分野

○水資源

- ・既存施設の徹底活用、雨水・再生水の利用、危機的な渇水時の被害を最小とするための対策 等

○水環境

- ・モニタリングや将来予測に関する調査研究、水質改善対策

国民生活・都市生活分野

○交通インフラ

- ・(鉄道)地下駅等の浸水対策
- ・(港湾)事業継続計画(港湾BCP)に基づく訓練
- ・(海上交通)海域監視体制の強化対策等
- ・(空港)空港機能確保のための対策検討等
- ・(道路)安全性・信頼性の高い道路網の整備、無電柱化等の推進、自転車の活用等
- ・(物流)物流BCP、支援物資の輸送・保管協定等に係る高度化、鉄道貨物輸送における輸送障害対策



【地下鉄駅の止水版による浸水対策】

○ヒートアイランド

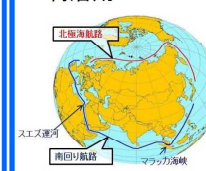
- ・地表面被覆の改善(民有地や公共空間等における緑化の推進、都市公園整備、下水処理水活用等)
- ・人工排熱の低減(住宅・建築物の省エネ化、低公害車の普及拡大、自転車交通の役割拡大、下水熱の利用促進等)



【民有地の緑化】

産業・経済活動分野

- ・北極海航路の利活用



- ・外国人旅行者への情報発信、風評被害対策

基盤的取組

○普及啓発・情報提供

- ・防災、気候変動に関する知識の普及啓発
- ・地理空間情報の提供 等

○観測・調査研究・技術開発

- ・気象や海面水位、国土の観測・監視
- ・気候変動の予測、雪氷環境変動傾向の解明 等
- ・増大する外力が洪水・内水対策に及ぼす影響

○国際貢献

- ・防災分野における我が国の技術・知見の海外への提供
- ・国際的な観測監視、研究への参画 等